



豊監公表第1号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年（2024年）1月29日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 豊中市監査委員 | 岸 | 本 | 康 | 孝 |
| 同 | 清 | 水 | 聖 | 子 |
| 同 | 石 | 原 | 準 | 司 |
| 同 | 中 | 岡 | 裕 | 晶 |

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年2月21日)

| 対象となった 部局 課・施設の名称 | 指摘事項 | 講じた措置の内容 |
|-------------------------|--|--|
| 都市基盤部 基盤管理課 | 道路占用料条例及び同施行規則によれば、道路占用料のうち、占用期間1年以上のもの次年度以降の分については、当該会計年度分をその年度の初めに徴収する（毎会計年度開始の日から1月以内の納期を指定する）とされているところ、抽出した2件について、それぞれ5月6日から6月2日まで、5月6日から6月7日までを納期としていた。 | 次年度以降の占用料の納期限を6月30日までとするよう、道路占用料条例及び同施行規則を改正（令和5年4月1日施行）し、これに基づき徴収事務を実施。 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>分納を許可した場合の占用料は年額を2分し、4月1日から9月30日までの分は4月1日から同月30日までを納期とするとされているところ、抽出した1件について、5月18日から6月18日までを納期としていた。</p> | <p>分納を許可した場合における4月1日から9月30日までの占用料の納期限を6月30日までとするよう、道路占用料条例及び同施行規則を改正（令和5年4月1日施行）し、これに基づき徴収事務を実施。</p> |
|--|---|--|